

第 I 部

沖縄県福祉のまちづくり条例について



1 条例の沿革等

■条例制定

沖縄県では、昭和54年に「福祉のまちづくり推進指針」を策定して高齢者や障害者に配慮した施設の整備を促進し、昭和58年には国の「障害者対策に関する長期行動計画」（昭和57年策定）にあわせて「沖縄県障害者対策長期行動計画」を策定し、障害者に対する総合的かつ計画的な施策を展開してきました。

平成6年には、「沖縄県障害者対策長期行動計画」を見直すとともに、国の「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年策定）にあわせて「沖縄県障害者福祉長期行動計画」を策定し、その中で条例の制定を生活環境の整備の行動目標に掲げました。同年には、「沖縄県老人保健福祉計画」も策定し、高齢者保健福祉施策の具体的方針及びサービスの目標を定めています。

そして、高齢者や障害者を含むすべての県民が安全で快適に生活できる生活環境及び社会環境の整備を目指し、平成9年3月31日、「沖縄県福祉のまちづくり条例」を制定し、平成10年4月1日から全面施行して今日に至ります。

■改正経緯

平成9年3月の条例制定以降、沖縄県も例外なく高齢化が進展し、また、晩婚化等の影響で合計特殊出生率が低下するなど少子化も進展しており、今後も少子高齢化は進むと予想されています。

一方、平成12年5月の交通バリアフリー法制定によって、交通事業者や地方公共団体による交通面でのバリアフリー化とともに、平成14年7月のハートビル法改正による建築確認との連携によって、建築物のバリアフリー化も法的に進められるようになっていきます。

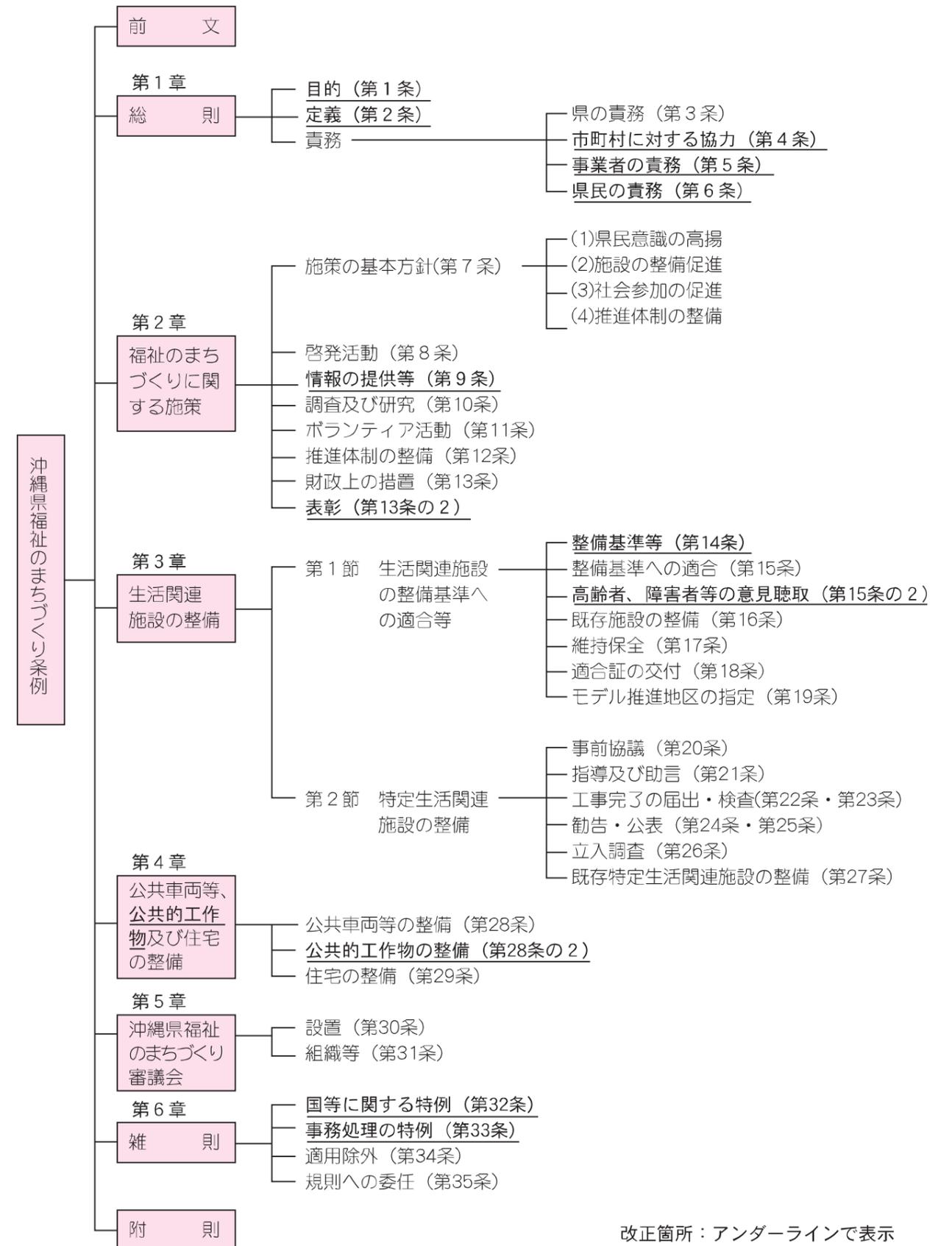
さらに、交通バリアフリー法の見直しに際しては、ハートビル法と統合して両方の適用外であった空間のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの考え方を反映した今まで以上にきめの細かい、より多くの人に利用しやすい施設整備のあり方が論じられるようになりました。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、沖縄県福祉のまちづくり審議会や同条例等検討委員会の検討、関係団体等ヒアリングなどを経て、平成17年10月、沖縄県福祉のまちづくり条例を改正したところです。

(参考) 改正の基本方針

- ①少子高齢化の進展等を踏まえ、幼児や子育て中の保護者等に関する支援とともに、内部障害者、知的障害者などへの配慮を盛り込むなど、より多くの人に配慮します。
- ②ユニバーサルデザインや改正ハートビル法、交通バリアフリー法等の考え方を取り入れ、整備基準を細かく見直します。
- ③高齢者、障害者等の意見を取り入れる仕組みを構築するとともに、規模の小さい建築物（床面積200㎡未満）の整備基準を定めるなど、条例の施行や運用に係る制度的な改善を進めることで、実効性の向上を図ります。

2 条例の構成



改正箇所：アンダーラインで表示

3 条例の概要

【前文】

条例の理念を明らかにし、制定の決意を宣言

【条例の目的】（第1章）

- ①高齢者、障害者をはじめすべての人が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、等しく社会に参加することができる地域社会を実現するために行う
- ②県、事業者及び県民の責務を明らかにし、基本方針を定めて、基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の福祉の増進に資する **【第1条】**

【用語の定義】（第1章）

高齢者、障害者等	高齢者、障害者、妊産婦、幼児、乳幼児を連れた人その他の日常生活又は社会生活で行動上の制限を受ける者 【第2条第1号】
生活関連施設	社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、教育文化施設、商業施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他の多数の者の利用に供する施設 【第2号】
特定生活関連施設	生活関連施設のうち、特に高齢者、障害者等が社会生活を営むうえで必要な施設 【第3号】
公共車両等	一般旅客の用に供する自動車、船舶及び都市モノレールの車両 【第4号】
公共的工作物	信号機、バスの停留所その他の多数の者の利用に供する工作物 【第5号】
施設等	生活関連施設、公共車両等及び公共的工作物 【第6号】

【各主体の責務】（第1章）

県の責務	①福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定及び実施
	②市町村との連携 【第3条】
	③県立施設の整備推進 【第3条】
	市町村の福祉のまちづくりに関する施策の策定及び実施への技術的助言その他の協力 【第4条】
事業者の責務	県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力 【第5条】
県民の責務	①福祉のまちづくりへの理解を深め、自主的に取り組む
	②県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力 【第6条】

【福祉のまちづくりに関する施策】（第2章）

施策の基本方針	①すべての県民が福祉のまちづくりに関する理解を深め、積極的に取り組む意識の高揚
	②高齢者、障害者等が自らの意思で行動し、安全かつ快適に利用できる施設等の整備促進
	③高齢者、障害者等の社会参加の促進
	④福祉のまちづくりの推進体制の整備促進 【第7条】
県の施策	①福祉のまちづくりに関する理解を深めるための広報活動、教育活動その他の啓発活動 【第8条】
	②事業者及び県民に対する情報の提供、指導及び助言 【第9条】
	③福祉のまちづくりの推進を図るための調査及び研究 【第10条】
	④福祉のまちづくりに関するボランティアの養成等 【第11条】
	⑤市町村、事業者及び県民と一体となる推進体制の整備 【第12条】
	⑥必要な財政上の措置を講じる努力 【第13条】
	⑦福祉のまちづくりに関する表彰 【第13条の2】

【生活関連施設の整備】（第3章第1節）

整備基準	知事が定める高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる出入口、廊下等の構造及び設備の整備に関する必要な基準 【第14条第1項】
(目標基準)	知事が定める高齢者、障害者等がより安全かつ快適に利用できる目標となる基準 【第14条第2項】
適合義務	生活関連施設の新築等をしようとする者は、当該生活関連施設を整備基準に適合させなければならない 【第15条】
高齢者、障害者等の意見聴取の努力	規則で定める生活関連施設の新築等をしようとする者は、高齢者、障害者等の意見を聴くよう努めなければならない 【第15条の2】
既存施設の適合努力	既存の生活関連施設の設置者又は管理者は、当該既存施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない 【第16条】
維持保全	①事業者は、整備基準に適合させた部分の機能の維持に努めなければならない ②県民は、整備された施設等の利用を妨げる行為をしてはならない 【第17条】
適合証	知事は、整備基準に適合する生活関連施設に対して、請求に応じて適合証を交付 【第18条】
モデル推進地区	知事は、福祉のまちづくりを重点的に推進する地域を指定し、整備基準への適合等を促進 【第19条】

【特定生活関連施設の整備】（第3章第2節）

特定生活関連施設 設置者の義務	特定生活関連施設設置者は、計画内容を知事と協議	【第20条】
	工事完了の届出	【第22条】
実効性の確保	特定生活関連施設設置者に対する必要な指導及び助言	【第21条】
	完了検査の実施	【第23条】
	特定生活関連施設設置者が協議を行わずに工事に着手したとき又は正当な理由なく指導に従わないとき若しくは協議内容と異なる工事を行ったと認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告	【第24条】
	正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表	【第25条】
	必要な報告の要求又は職員による立入調査の実施	【第26条】
	①既存特定生活関連施設の設置者又は管理者に対する整備計画の提出の要求 ②整備計画に対する必要な要請又は助言	【第27条】

【公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備】（第4章）

公共車両等	所有者又は管理者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければならない	【第28条】
公共的工作物	所有者又は管理者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければならない	【第28条の2】
住宅	①県民は、所有する住宅を将来にわたって安全かつ快適に暮らすことができるよう整備に努める ②住宅を供給する者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるような住宅の供給に努めなければならない	【第29条】

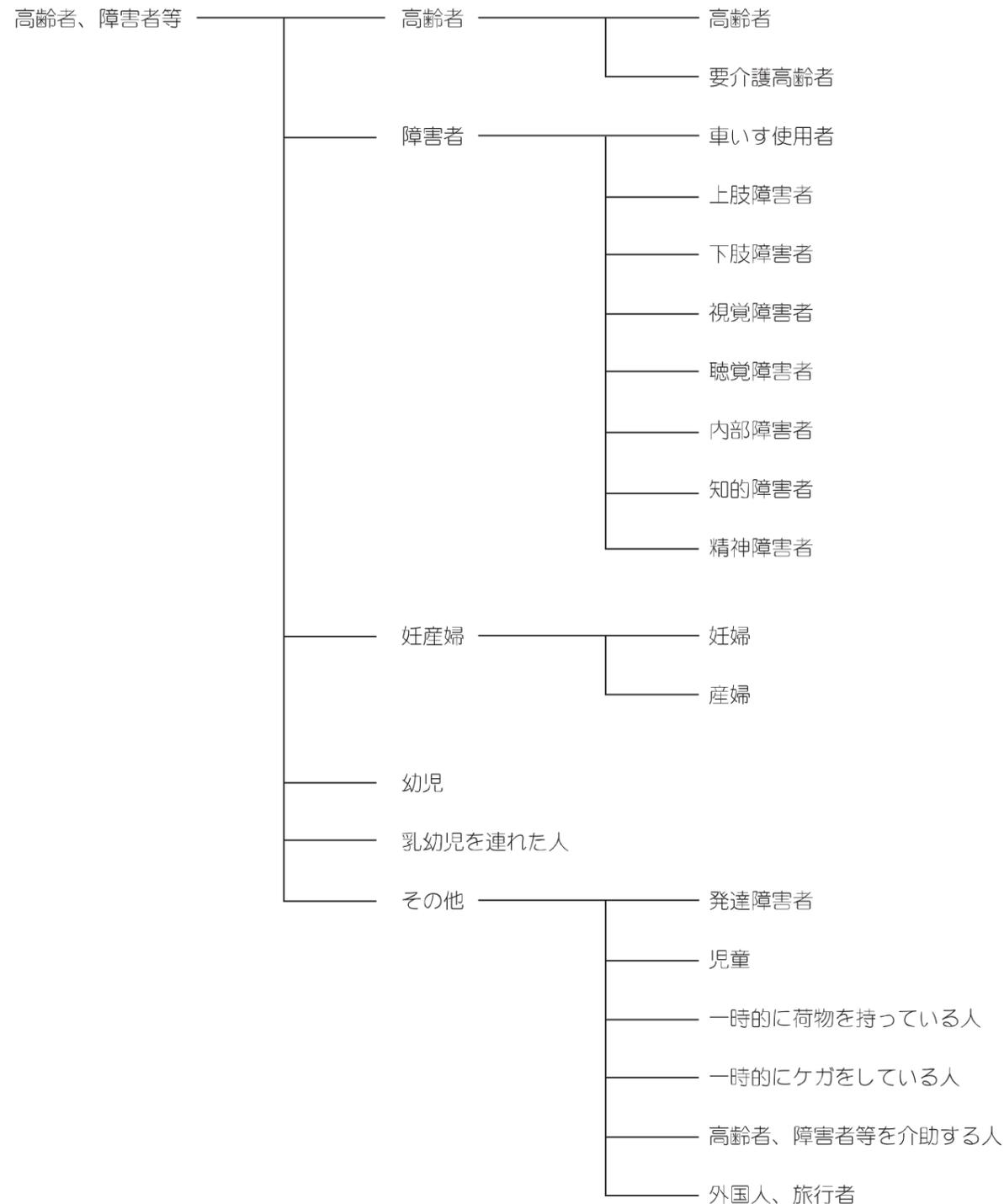
【沖縄県福祉のまちづくり審議会】（第5章）

設置目的	福祉のまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議させるために審議会を設置	【第30条】
組織等	①委員15人以内で組織 ②学識経験者等のうちから知事が任命又は委嘱 ③任期は2年（再任は妨げない） ④補欠委員の任期は、前任者の残任期間 ⑤委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない ⑥その他の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める	【第31条】

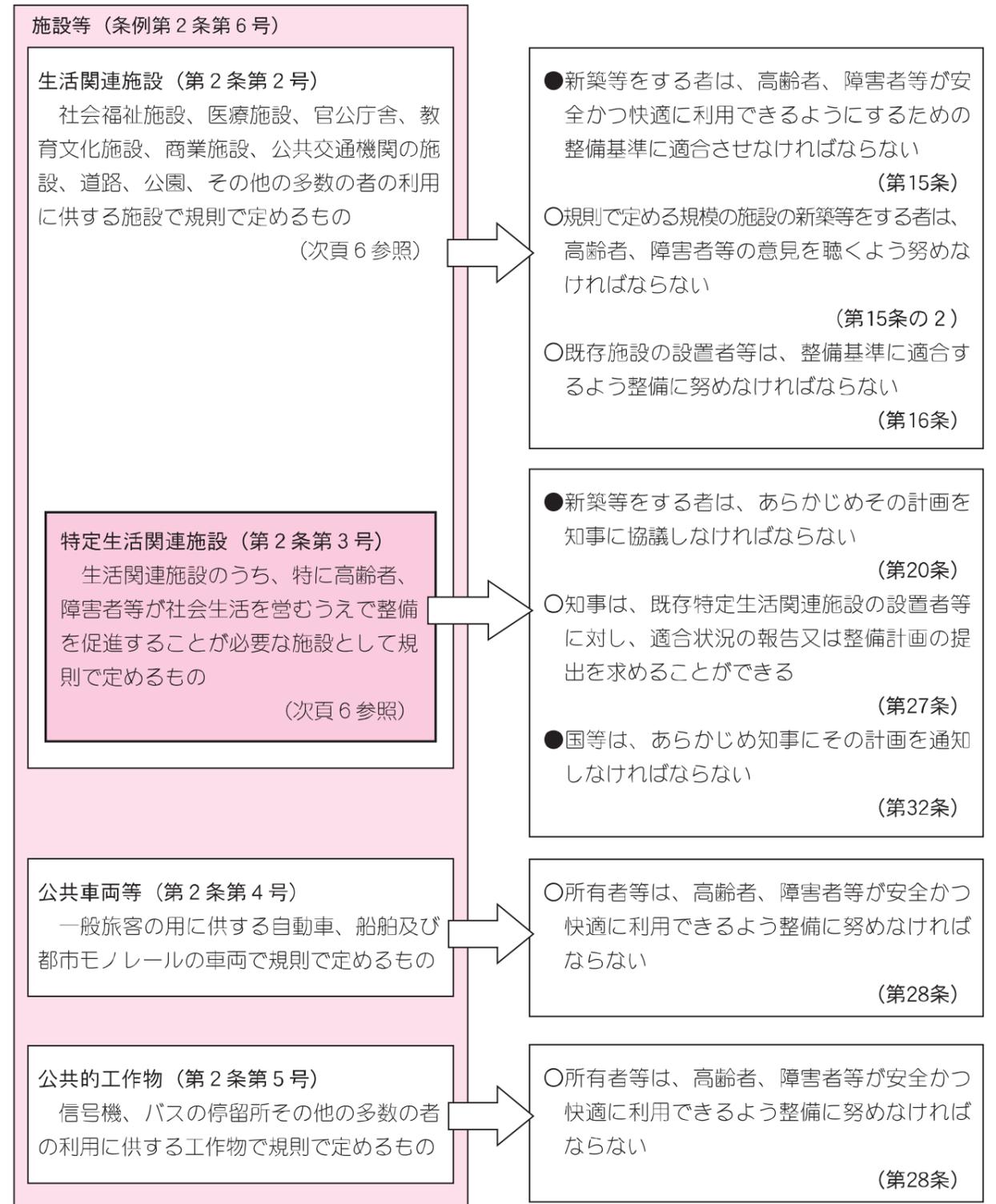
【特例及び適用除外】（第6章）

国等に対する特例	①第3章第2節の規定の適用を免除。それに代わるものとして事前の通知を要求 ②既存施設に関する必要な報告の要求 ③必要な措置を講ずるよう要請	【第32条】
事務処理の特例	次の事務は、建築基準法に基づく特定行政庁（那覇市を除く）が処理 ・適合証交付に関する事務 ・事前協議に関する事務 ・指導及び助言に関する事務 ・工事完了の届出の受理に関する事務 ・完了検査に関する事務 ・必要な報告の要求及び立入調査に関する事務	【第33条】
適用除外	市町村が生活関連施設の整備に関する条例を制定した場合において、県条例と同等以上の効果が期待できるものについては、県条例の第3章及び第32条の規定は適用しない	【第34条】

4 条例の対象者



5 施設等の関係



6 対象施設

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
建築物	児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、老人福祉施設、母子健康センター等	すべてのもの
	病院、診療所	
	官公庁舎	
	学校等	
	図書館、博物館、美術館等	
	公民館	
	集会場、公会堂	
	ガス事業者、電気事業者、電気通信事業者の店舗	
	銀行等の店舗	
	モノレールの駅、漁港内の船舶離発着施設、港湾旅客施設、空港旅客施設、バスターミナルのうち建築物であるもの	
	公衆便所	床面積の合計が100㎡以上のもの
	質屋、クリーニング取次店、宅地建物取引業者、旅行業者、貸衣装店、理容所、美容所その他のサービス業を営む店舗	
	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	床面積の合計が200㎡以上のもの
	飲食店	床面積の合計が500㎡以上のもの
	公衆浴場	
	旅館、ホテル	床面積の合計が1,000㎡以上のもの
	体育館、ポーリング場、スケート場、水泳場その他のスポーツ施設	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、遊技場	
	展示場	床面積の合計が2,000㎡以上のもの
	複合施設	
共同住宅又は寄宿舍（戸数が25戸以上のもの）の共用部分	戸数が51戸以上のもの又は床面積の合計が2,000㎡以上のもの	
事務所	床面積の合計が2,000㎡以上のもの	
工場	床面積の合計が3,000㎡以上のもの	
自動車車庫（路外駐車場のうち建築物であるもの）	駐車場法による届出が必要なもの	
道路	国道、県道、市町村道	すべてのもの
公園等	児童遊園、都市公園、緑地、動物園、植物園	
公共交通機関の施設	モノレールの駅、漁港内の船舶離発着施設、港湾旅客施設、空港旅客施設、バスターミナルのうち建築物以外のもの	すべてのもの
路外駐車場	路外駐車場のうち建築物以外のもの	駐車場法による届出が必要なもの

